

自主的取り組みの重要性と限界が垣間見られた



## 第20回会合で委員が指摘

### 使用済製品等のリユース促進事業研究会

# 「何らかの目標設定を」

## 廃棄物との区分も重要

環境省が3月17日、東京都内で開いた「使用済製品等のリユース促進事業研究会」(座長・三橋規宏千葉商科大学名誉教授)の第20回会合で、委員から「すでに20回も会合を重ねてきた。リユースやリサイクルは数値目標が設定しやすいが、

リユースは難しい。ただ、リユース業界での先行的な取り組みなどを参考に何らかの目標、あるいは当初の目的でもあったリユースに関する法制度を今一度検討してほしい」という意見があがった。

これは、家電やパソコン、家具などさまざまな製品のリユースを手掛ける業界団体やリユース業者から聞き取りを行い、適正な輸出を含めたりユース事業のあり方や関連法などを整理してきた。

今回の会合で事務局が示した「リユース業界の信頼性維持・向上のための取組(案)」では、日本リユース業協会によるコンプライアンス体制を盛り込んだ入会資格・リユース検定、(一社)ジャパ・リサイクル・アソシエーションによるリユースに関する相談窓口「消費者110

番」(一社)情報機器リユース・リサイクル協会による「情報機器リユース取扱事業者認定制度」など、業界団体の先進的な取り組みがあらためて紹介された。

近年リユース事業で活発になっている商形態でも、訪問買い取り時における売買契約書伝票(一社)ジャパ・リサイクル・アソシエーション、(一社)日本リユース機構、宅配買い取りでの査定結果の承認による商品売買契約成立など(リネット

トシヤパン)買い取り後のトレーサビリティ度(一社)日本リユース機構)などさまざまな先進的な取り組みがある。一方、古物商や廃棄物収集運搬業などの許可を持たずに買い取りや無償・有料回収などを行う違法な不用品回収業者が相変わらず横行していること、リユースできなかった家電や小電がリサイクル法のルートにまわらずにいわゆる「雑品」としてヤード業者などにまわっていることが、リユース事業の信頼性を低めているという指摘もあつた。現在、廃棄物処理法とバーセル国内法の改正で「雑品」対策などが講じられる見通したが、リユース業界側からの意見をもっと反映すべきとの指摘もあつた。